

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日産自動車株式会社		コード	7201
提出日	2026/06/24	異動(予定)日	2026/06/23	
独立役員届出書の提出理由	独立役員の構成に変更が生じるため (株主総会の決議による)			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	ベルナル デルマス	社外取締役	○															△		有
2	アンドリュウ ハウス	社外取締役	○															△		有
3	ブレンド ハーヴィー	社外取締役	○															○		有
4	得能 摩利子	社外取締役	○															○	新任	有
5	小路 明善	社外取締役	○															○	新任	有
6	真保 順一	社外取締役	○															△	新任	有
7	ジョイ グリーンウェイ	社外取締役	○															○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	ベルナル デルマス氏は、韓国ミシュランタイヤの社長、CEO、及び日本ミシュランタイヤ株式会社の取締役会長であった。日本ミシュラン・韓国ミシュランタイヤと当社との間には、利害関係はない。ミシュランと当社との間には、当事業年度において、取引関係が存在するが、取引の規模に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。なお、ミシュランと当社の間にはその他の利害関係はない。	自動車業界での国際的な経営経験によるものである。また、研究開発や事業計画、複数部門を統括するマネジメントに関する豊富な経験と知見を有している。同氏にはこれまでの経験を通じて、グローバルマネジメント、自動車業界、製品/技術を含めたスキル/ノウハウを踏まえて、引き続き当社に貢献することを期待している。2019年6月の就任以来、報酬委員会委員として、2023年6月以降は審議委員会委員として監査し、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
2	アンドリュウハウス氏は、ソニー株式会社のグループエグゼクティブ、チームマーケティングオフィサー、及び株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント(旧株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント)のEVP、取締役会長であった。ソニーグループと当社の間には当事業年度において、取引関係が存在するが、取引の規模に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。なお、ソニーグループと当社の間にはその他の利害関係はない。	国際的な企業経営の経験と、グローバル企業での要職を歴任した消費者向け製品の顧客ニーズや新しいテクノロジーについて、豊富な経験と知見を有しているためである。また、国内外での業務経験を通じて多文化的視点及び国内外企業での社外取締役や委員会活動の豊富な経験も持ち合わせている。同氏にはこれまでの経験を通じて、グローバルマネジメント、ESG、製品/技術、セールス/マーケティングを含めたスキル/ノウハウを踏まえて、引き続き当社に貢献することを期待している。2019年6月の就任以来、指名委員会委員として、2023年6月以降は指名委員会委員長及び報酬委員会委員として監査し、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
3	ブレンドハーヴィー氏は、International Business Machines Corporation (IBM)の、マーケティングダイレクターであった。IBMと当社の間には当事業年度において、取引関係が存在するが、取引の規模に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。なお、IBMと当社の間にはその他の利害関係はない。	グローバル企業での要職を歴任したデジタルトランスフォーメーション、ビジネストランスフォーメーション、「I」技術のトレンド及びイノベーションに関する豊富な経験と知見を有しているためである。また、複数国での業務・在任経験を通じて多文化的視点も持ち合わせている。同氏にはこれまでの経験を通じて、グローバルマネジメント、製品/技術、セールス/マーケティングを含めたスキル/ノウハウを踏まえて、引き続き当社に貢献することを期待している。2023年6月の就任以来、監査委員会委員として監査し、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
4		世界的なプレステージブランド企業での要職を歴任し、グローバルな視点での企業経営、ブランド、マーケティングに関する豊富な経験と知見を有しているためである。また、複数の日本企業での社外取締役や委員会活動の経験からコーポレートガバナンスに関する見解も持ち合わせている。同氏にはこれまでの経験を通じて、グローバルマネジメント、セールス/マーケティング、ESGを含めたスキル/ノウハウを踏まえて、引き続き当社に貢献することを期待している。2024年6月の就任以来、報酬委員会委員として監査し、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
5		日本の主要産業における経営者としての経験によるものである。また、企業経営に関する豊富な経験と知見を持ち、出日本経済団体連合会での役職のほか、グローバル企業での経営経験も有している。同氏にはこれまでの経験を通じて、グローバルマネジメント、企業戦略、ESG、セールス/マーケティングを含めたスキル/ノウハウを踏まえて、当社に貢献することを期待し、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
6	真保順一氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役兼執行役員常務、及び、みずほ総合研究所株式会社の代表取締役副社長であった。みずほフィナンシャルグループと当社の間には、当事業年度において、預金等の取引関係が存在するが、取引の規模に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。なお、みずほフィナンシャルグループと当社の間にはその他の利害関係はない。	日本の主要銀行での要職を歴任し、財務、リスク管理、市場調査、ポートフォリオマネジメントなどの分野において豊富な経験と知見を有しているためである。同氏にはこれまでの経験を通じて、財務/会計、法務/リスクマネジメント、ESGを含めたスキル/ノウハウを踏まえて、当社に貢献することを期待し、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
7		自動車業界および製造業において要職を歴任し、グローバル調達、サプライチェーンの最適化や組織変革に関する豊富な経験と知見を有しているためである。また、複雑な多文化環境におけるリーダーシップ、グローバルな事業運営、ならびに社外取締役としての豊富な経験も持ち合わせている。同氏にはこれまでの経験を通じて、グローバルマネジメント、自動車業界、製品/技術、財務/会計を含めたスキル/ノウハウを踏まえて、当社に貢献することを期待し、社外取締役に選任している。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。

## 4. 補足説明

デルマス、ハウス、真保は、業務執行者としての地位を離れて5年以上であることを含め、当社の基準を満たす独立取締役として届出をする。
ハーヴィーは、業務執行者としての地位を離れて5年未満であるものの、在籍していた会社が当社の主要取引先には当たらないことを含め、当社の基準を満たす独立取締役として届出をする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。